

施設修繕随意契約結果表

令和6年1月～令和6年3月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

| 公表事項 | 内容 |
|--------------------|--|
| 所管課 | 環境局施設部西部環境センター |
| 件名 | さいたま市西部環境センター 供給コンベア落ち口及び破砕機下部シュート修繕 |
| 履行場所 | さいたま市西区大字宝来52番地1 |
| 契約締結日 | 令和6年2月13日 |
| 契約の相手方の 商号又は名称 | 川崎重工業㈱ |
| 契約金額 (円) | 3,740,000 |
| 随意契約によること とした理由 | <p>当センターは、川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理施設で、平成5年4月より稼動しております。ごみ処理施設は多くの機器で構成されており、設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれているため、性能を維持するためには、施設の構造や技術等に精通した業者の適切な維持管理が必要とされております。</p> <p>工期においても、清掃工場の性質上、停止可能期間や作業環境の制約があり極めて限定された工期となります。その限定された期間での確実な履行に対応するためには、既存設備の構造・機能に精通する業者に請け負わせる必要があります。</p> <p>以上の理由により、川崎重工業株式会社1者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。</p> |
| 備考 | |

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。